



「徳島県海岸保全基本計画（改定素案）」について 県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、本県沿岸域における中期的な海岸の保全に関する具体的な計画である「徳島県海岸保全基本計画」を定めており、現在その計画の改定を進めているところです。

このたび、徳島県として計画の「改定素案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和8年7月6日（月）～ 令和8年8月6日（木）（必着）

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合はご意見提出フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）



①ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/

②郵送の場合

〒770-8570 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

④持参の場合

徳島県庁 1階 生活環境部県民ふれあい課まで

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時

3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 県土整備部 河川整備課 整備担当

電話：088-621-2574 FAX：088-621-2870

メールアドレス：kasenseibika@pref.tokushima.lg.jp

（提出方法について）徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 広聴担当

電話：088-621-2095 FAX：088-621-2862

メールアドレス：kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp



Q1 「徳島県海岸保全基本計画（改定素案）」ってどんな計画？

徳島県の海岸は総延長約 400km あり、「讃岐阿波沿岸」「紀伊水道西沿岸」「海部灘沿岸」の三つに区分されています。本県の海岸保全基本計画は、各沿岸の地域特性を踏まえた海岸の防護・環境・利用に関する具体的な取組などを定めるものです。これまで、現行の海岸保全基本計画に基づき、海岸堤防や防波堤などの整備を進めてきました。

今回の改定は、気候変動の影響で激甚化・頻発化する水災害を踏まえ、新たな海岸保全施設の整備水準を設定するなど、更なる防災力向上を目指すものです。



Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

3沿岸の「徳島県海岸保全基本計画（改定素案）」をご一読いただき、海岸の整備を推進していく上で、修正点や新たな記述が必要と思われる事項など、具体的なご意見、ご提案をお寄せください。

（ → 別添資料を参照してください。）



Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報 は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則いたしませんのでご了承ください。